プラットフォームへの集中から自己主権による分散へ?

2023/11/20@Internet Week 2023



株式会社 DataSign 代表取締役社長 太田祐一

自己紹介

太田祐一

おおた ゆういち

株式会社DataSign 代表取締役社長



内閣官房 デジタル市場競争本部 Trusted Web推進協議会 委員。

総務省・経産省 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 委員。

総務省 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ 構成員。







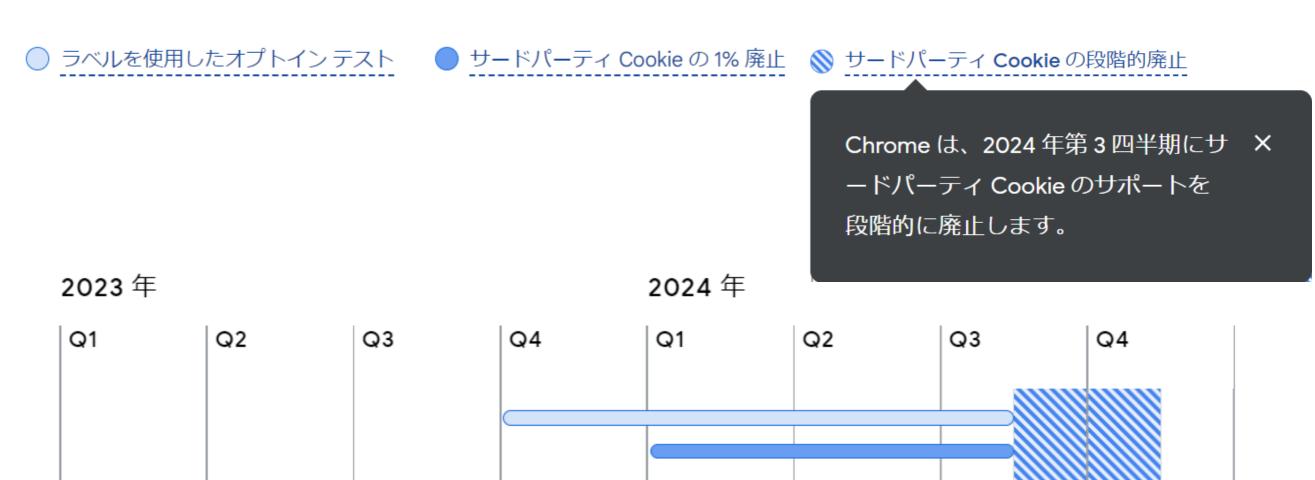
- 過去に企業向けのパーソナルデータ活用サービスを多数開発
- データ活用の透明性確保と、公正なデータ流通を実現するために、 (株)DataSignを設立

世界的な規制(個人の権利)の強化



3rd Party Cookieの終焉

サードパーティ Cookie (3PC) とテスト



2024年末までに廃止 懸念が示されている

https://privacysandbox.com/intl/ja_ip/open-web/#the-privacy-sandbox-timeline

規制や制限に対応したオンラインマーケティング

ファーストパーティーデータ

自社データを自社サイト内でしか使えない

コンテキストマッチ

サイト内でのコンテキストがはっきりしないと使えない

他の識別子の利用

3PCと同じ課題を抱えることになり、同意前提だとスケールしない

Privacy Sandbox

多くの制約があり、使いづらく、効果があまり出ない

プラットフォーム利用

結局、一番効果的なマーケはプラットフォームの利用

Metaに対する行動ターゲティング広告禁止令

2022年12月31日

アイルランドデータ保護当局(DPC)がMetaに対し、行動履歴に基づくターゲティング広告はGDPR6条(1)(b)契約上の必要性に依拠することはできないと通告

2023年4月5日

MetaはアイルランドDPCの決定に従ってその法的根拠をGDPR6条(1)(f)"正当な利益"に変更し、これにより追加的な違反が発生したことをノルウェーDPAが発見

2023年5月5日

ノルウェーDPAがアイルランドDPCに対してMeta社の行動ターゲティング広告を目的とした個人データの処理を一時的に禁止するよう要請 → アイルランドDPCは拒否

2023年7月4日

欧州司法裁判所(CJEU) が別の裁判(vs ドイツ連邦カルテル庁)において、 Meta社の行動ターゲティング 広告はGDPR6条(1)(f)"正当な利益"に依拠することはできないと判断

2023年10月27日

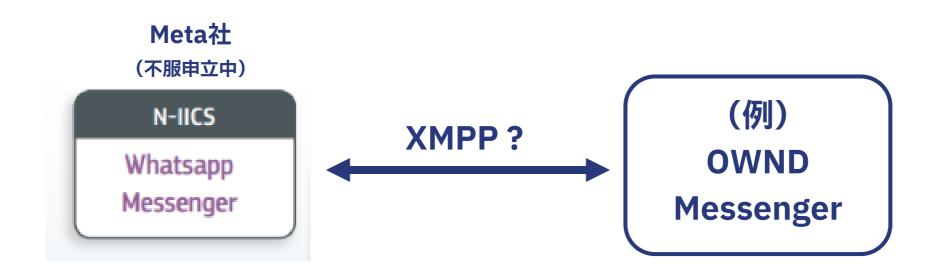
ルウェーDPAがEDPBの会議で、Meta社に対するEU/EEA全域での行動ターゲティング広告禁止の緊急 決定の要請を行い、可決。

2023年10月30日

Meta社が同意の有効性を担保する方法として、データ処理に同意をして無料で利用するか、データ処理に同意をしないで有料で利用するか、のオプションを提示

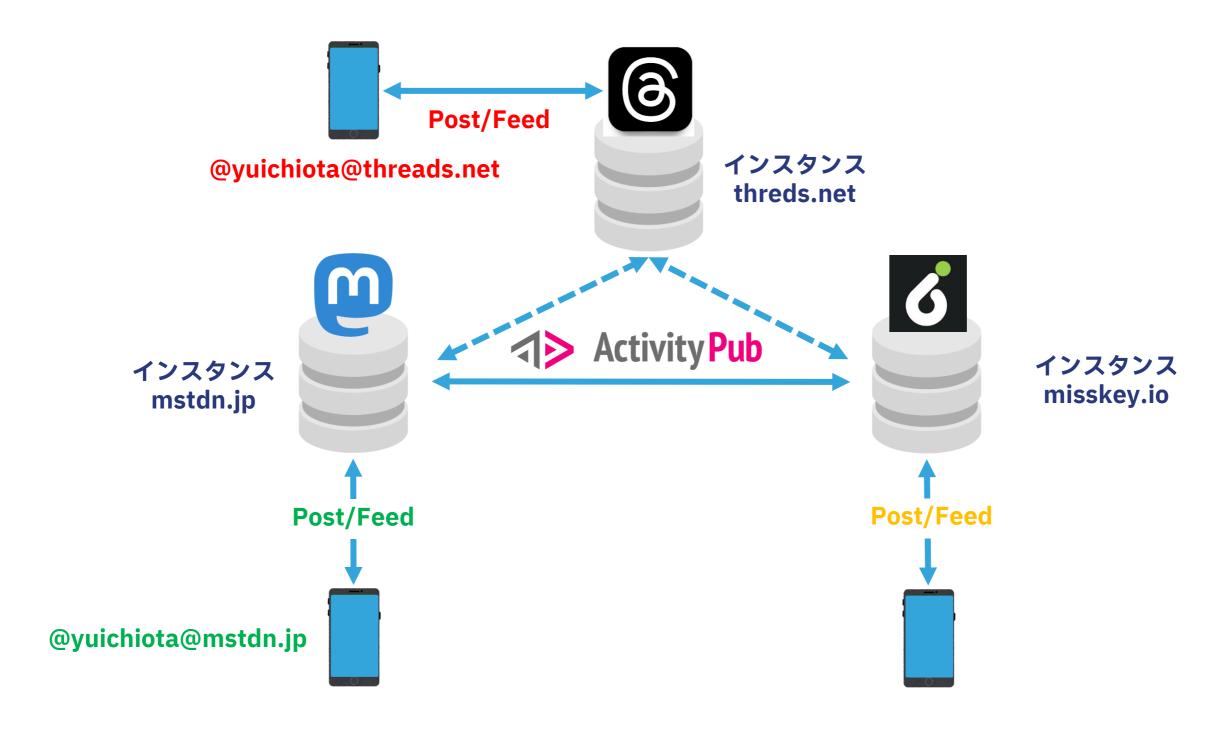
DMAによる相互運用性の確保

- 1. DMAは、メッセンジャーサービスを提供するゲートキーパーに対して、基本 的な機能に関する相互運用性の義務を課しています。
- 2. 基本的な機能については、DMAの発効時(2024年3月)から相互運用性を確保する必要がある(例:2人の個人ユーザー間のテキストメッセージ)
- 3. より複雑な機能については指定から2年後(例:グループテキストメッセージ)または4年後(例:2人の個人ユーザーまたはエンドユーザーグループ間の音声およびビデオ通話)に利用可能にする必要があります。



https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets en

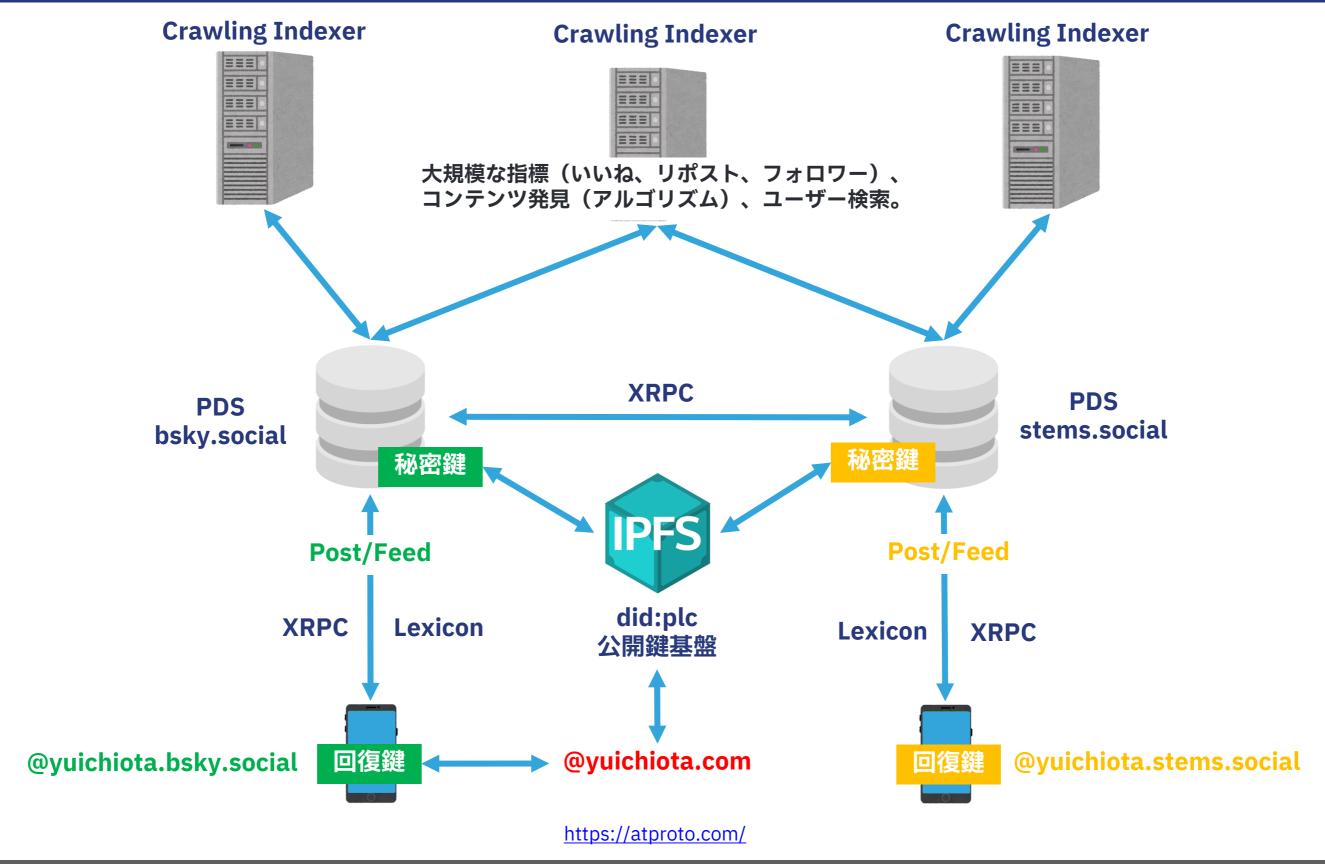
SNSも相互運用可能に



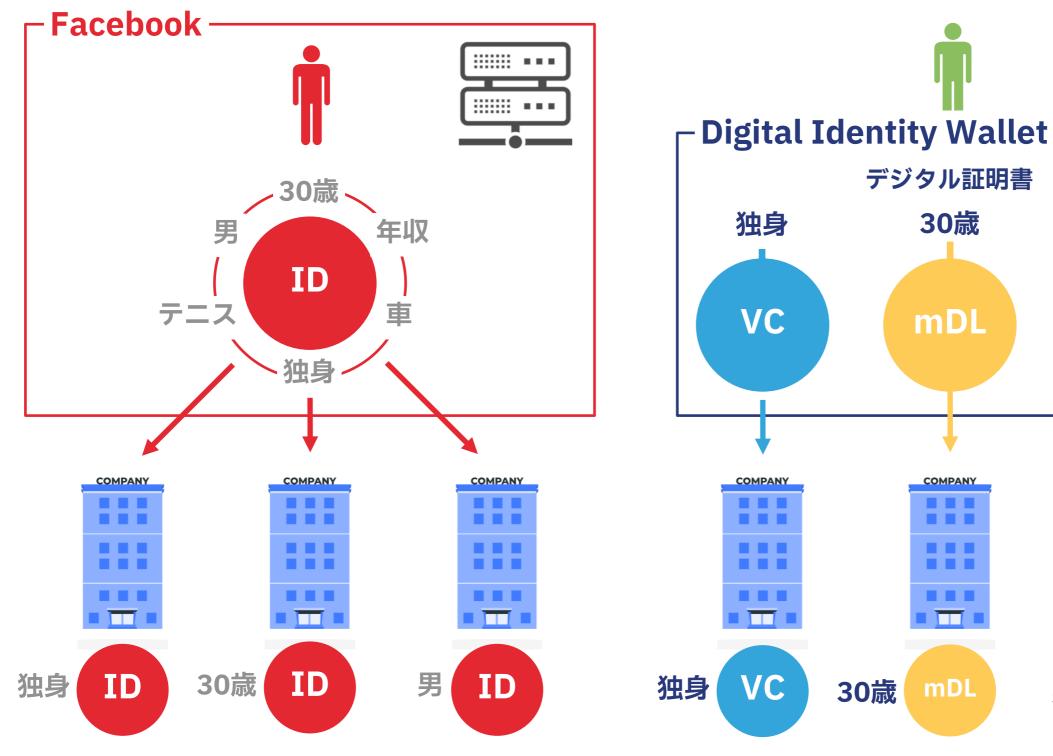
W3Cによって標準化されているフェデレーション型SNSのプロトコル

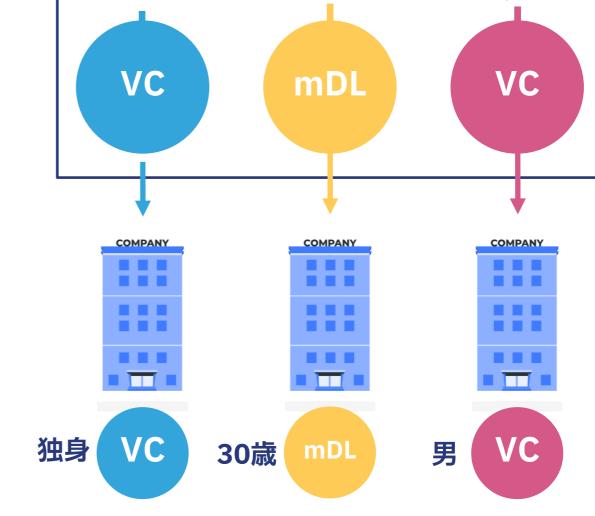
https://www.w3.org/TR/activitypub/

(おまけ) BlueSky (AT Protocol)



分散/自己主権型デジタルアイデンティティ





デジタル証明書

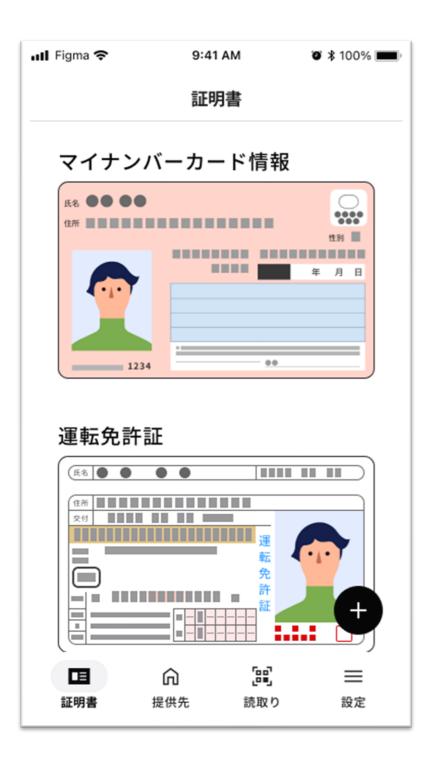
30歳

男

Facebookの情報を信じるしかない

デジタル証明書をもらう

Digital Identity Wallet (DIW) のイメージ







現在のオンラインでの属性の証明

ウェブ上であなたが独身であることを証明してくだ さい。

- 「独身証明書」と「運転免許証」の表・裏・厚み等の画像をアップロードし、 顔画像と動きを確認
 - 面倒だし余計な情報まで提供している
- Facebookのステータスで確認
 - 本当かどうかわからないし、余計な情報渡してるかもしれないし、 Metaに利用しようとしているサービスがばれる。

DIW (選択的開示対応) での属性証明

ウェブ上であなたが独身であることを証明してくだ さい。

- · 「独身である」という情報のみが閲覧できるVCを提示する。
 - ▶ 簡単だし、必要な情報だけ渡せる。

ただし準備が必要

- DIW側で公的個人認証等を行い、国や自治体に独身VCを発行してもらう。
- 国や自治体が公開鍵を公開していること。

DIWに対する各国の動き

- ・アメリカ
 - モバイル運転免許証(mDL)の規格に則り、デジタル免許証を発行
 - → 特定のDIW(Apple wallet等)でしか受け取れない等の事態
 - → TSAが推進しているが、EFF等の市民社会が反対している
- ・ヨーロッパ
 - eIDAS 2 により義務化、証明書やDIWの仕様を策定中
 - → 国際標準仕様に基づいたDIWを各国が認定 = EUDIW
 - →リンカビリティに対して専門家や市民社会が意見表明
- 日本
 - デジタル庁が非公開でDIWのPoCを実施中 内閣官房がTrusted WebでDIWを用いた実証事業を複数採択 = その一つがOWND Project

AIによるアイデンティティの問題

AIによるアイデンティティの窃取

- ・有名人を装った詐欺
- ・ディープフェイク
- ・デジタルツイン
- → 詐欺広告が蔓延しているように、現状はプラットフォームが機能しているようには見えない。

プラットフォームに依存せずに

- ・自分は人間であり、本人であるということの証明
- ・その本人の属性であることの証明
- ・その本人が生成したコンテンツであることの証明
- ・その本人が生成したAIであることの証明

→ 自己主権型アイデンティティ

ありがとうございました



プライバシー透明性確保データ保護

https://webtru.io



https://bunsin.io/



https://datasign.jp/